

# 協働のガイドライン

---

～みんなで支え合う地域社会を目指して～

# 協働のガイドライン

## 目次

策定の趣旨 .....	1
-------------	---

### 第1 協働に関する基本的な考え方

1 協働の定義 .....	2
2 協働の意義 .....	2
3 協働の領域 .....	2
4 協働によって期待される効果 .....	2
5 協働の必要性和新しい公共の考え方 .....	3
6 協働の実施形態 .....	5
7 協働の現状 .....	6
8 協働のルール（協働の原則） .....	7

### 第2 協働事業の進め方

1 協働の対象とする事業 .....	9
2 協働事業のパートナーの選考 .....	9
3 協働事業の実施にあたって .....	9
4 協働事業の評価 .....	10

### 第3 協働まちづくりを推進していくために（新しい提案型協働事業の実施）

1 目指すべき方向性 .....	11
2 新しい提案型協働事業 .....	12

## 策定の趣旨

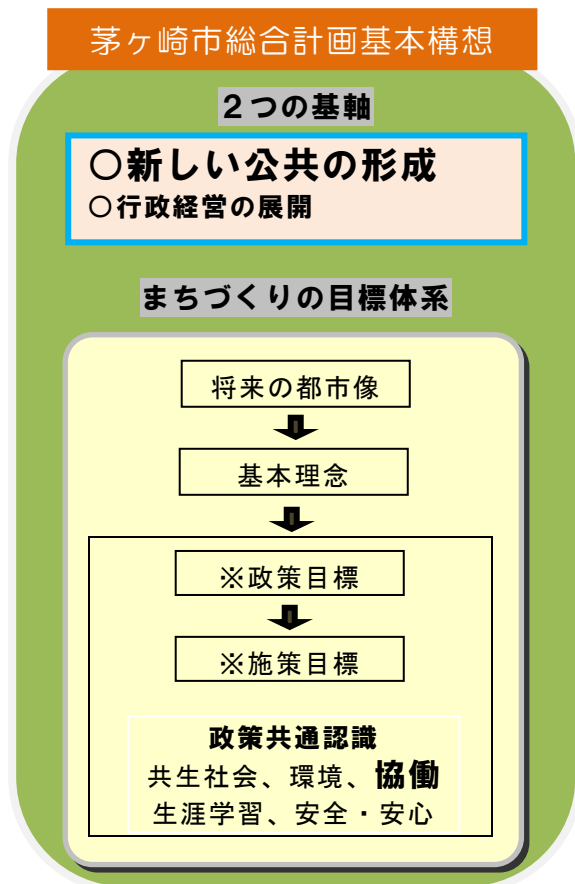
少子高齢化の進展や社会経済環境の変化などにより、私たちを取り巻く状況は大きく変わってきています。このような中、従来行政が担ってきた「公共」に対する考え方についても時代に合わせたものに移行する必要があります。行政が単独で公共サービスの提供を続けるのではなく、民間非営利組織である市民活動団体や地域組織、社会福祉法人や社団法人等の営利を目的としない法人、社会問題の解決を目的とした収益活動に取り組む企業や社会貢献活動に取り組む一般企業等（以下「市民活動団体・事業者等」という。）との協働によって、お互いの特性を生かした役割分担により、多様化する市民ニーズや複雑化する地域課題に対応していくことが求められています。

茅ヶ崎市市民活動推進条例（平成17年4月施行）では、公共サービスは、すべてを市が担うべきであるという考え方を改め、市民活動が継続的に公共の一翼を担うものとして発展し、市民活動団体や地域の実情に応じたコミュニティが市と協働することで、活力あふれる地域社会の実現を目指すこととしています。条例施行後、市長の附属機関として、公募市民、団体・事業者の代表者、学識経験者からなる市民活動推進委員会を設置し、市民活動げんき基金助成や協働推進事業の制度設計等、市民活動の推進に取り組んできました。

茅ヶ崎市総合計画基本構想（計画期間：平成23年度から32年度まで）では、2つの政策基軸の1つとして、適切な受益と負担のもと、多様な主体の自立的活動や行政との連携・協働を通じて担われる市民サービスを持続的・安定的に提供する環境づくりを進める「新しい公共の形成」を、5つの政策共通認識（政策・施策に取り組むうえで常に念頭に置くべき事項）の1つとして、多様な主体との連携・協力である「協働」を掲げています。

また、平成22年4月に施行された「茅ヶ崎市自治基本条例」においては、自治の基本理念として「市民自治の観点からNPO、事業者などと行政の協働の考え方」を規定しています。

これらを踏まえ、地域におけるまちづくりのさまざまな担い手と市がスムーズに協働を進めていくため、自治基本条例アクション・プランに掲げた「協働のガイドライン」として協働の考え方・進め方を示すものです。



## 第 1 協働に関する基本的な考え方

### 1 協働の定義

協働については、茅ヶ崎市市民活動推進条例第 2 条で「協働とは、市、市民活動を行うもの、市民及び事業者が共通する目的の実現に向けて、それぞれの果たすべき役割と責任を理解し、互いの特性を生かして協力し行動することをいう。」と規定されており、協働は、それ自体が目的ではなく、目的を達成するための取組手法の一つです。

また、自治基本条例では、第 26 条第 1 項で、「市民と市の協働」について、地域の課題を解決するための手法として協働を位置付け、適切な役割分担、互いの自主性の尊重、対等の立場での連携協力など協働における当事者間の基本的な考え方を規定しています。

このように、協働は、複数の異なる主体が様々な形で関わることで得られる相乗効果を期待して実施されることから、特定の側に一方的な負担を強いることのないよう、明確なルールを定めて取り組むことが重要です。

### 2 協働の意義

#### (1) 市民ニーズに応じた公共サービスの提供

地域社会での活動を通じた課題の発掘等により市民ニーズに応じたきめ細かい公共サービスの提供ができます。

#### (2) 公共サービスの質の向上

それぞれの主体のもつ柔軟性や迅速性、専門性などの特性と行政がもつ情報や組織を活用することにより、より質の高い公共サービスを展開することが可能となります。

#### (3) 自立型地域社会の構築

地域社会で様々な形の協働が展開されていくことにより、地域が主体的に課題解決に取り組む自立型地域社会の形成が図られます。

### 3 協働の領域

協働の領域は、市民サービス量の拡充やサービスの質の向上だけでなく、市民活動団体ならではの特性（当事者性や機敏性など）や、コミュニティの形成といった、行政とは異なる価値を生かした活動範囲とします。

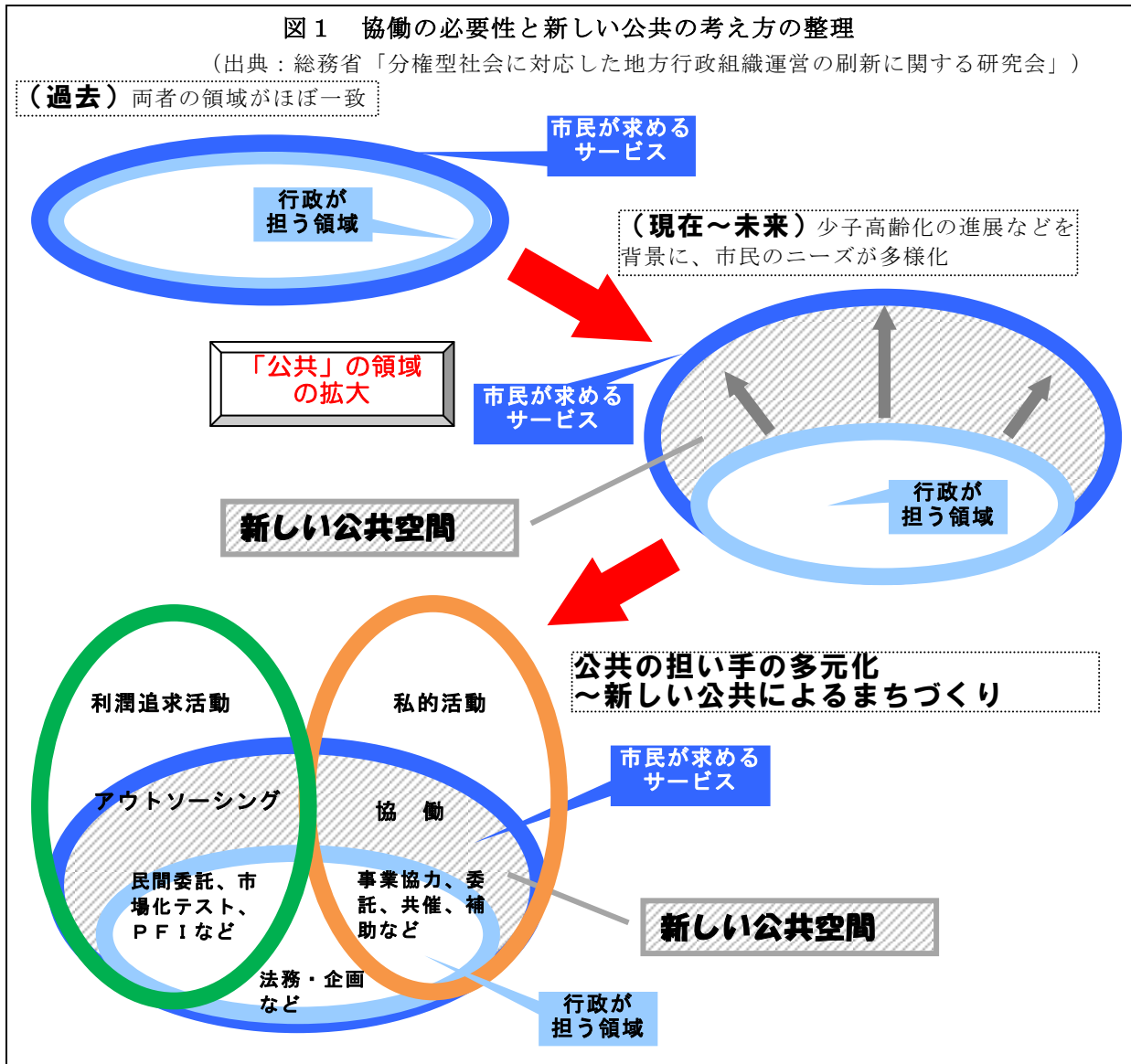
### 4 協働によって期待される効果

協働によるまちづくりを推進することで、市民、市民活動団体・事業者等、市のそれぞれのセクターで次のような効果が期待できます。

市民	効率的、効果的な公共サービスの享受 社会貢献や自己表現の意欲を生かす機会の拡大 自治意識の高揚
市民活動団体・事業者等	公共サービスの新たな担い手としての成長 社会的理解・評価の高まり 組織、財政基盤の強化

5 協働の必要性和新しい公共の考え方

高度経済成長期以降、人口が増加し、税収も伸びて、財源が比較的豊かであった時期は、市民ニーズの高まりや要望の増加に対し、公共サービスは行政が担うもの（「公共」＝「行政」）として、歳入の拡大に伴う職員数の増加等により、行政の活動領域を拡大し対応できる環境にありました。

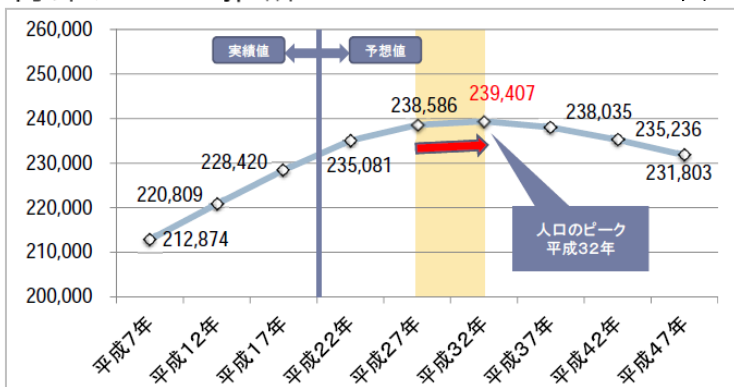


ところが、社会経済情勢の変化（少子高齢化、核家族化の進展、地方分権等）、市民ニーズの多様化により、行政需要が拡大してきたものの、税収の伸び悩み、職員定数の抑制等により、行政の経営資源の拡大には制約が生まれ、市民ニーズや様々な地域課題に関して、行政のみの対応ではなく、多様な主体との連携によって公共サービスを担える仕組み＝「新しい公共」によるまちづくりが必要になってきました。

茅ヶ崎市の人口は、緩やかな増加が続いておりますが、平成32年にピークを迎えた後は減少する見込みです。この局面において特徴的なこととして、16歳から64歳までの生産年齢の人口割合の減少と、高齢者の人口割合の増加があげられます。平成37年には6人に1人が75歳以上になるとされています。（図2、図3参照）

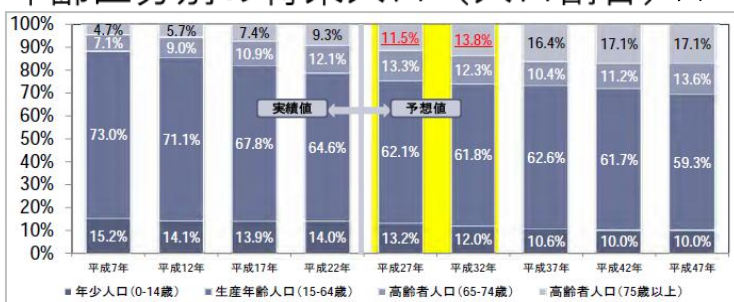
## 将来人口の推計

図2



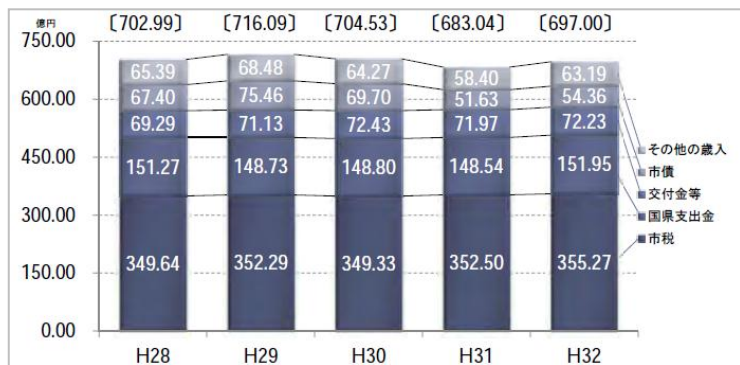
## 年齢区分別の将来人口（人口割合）

図3



## 歳入の見通し

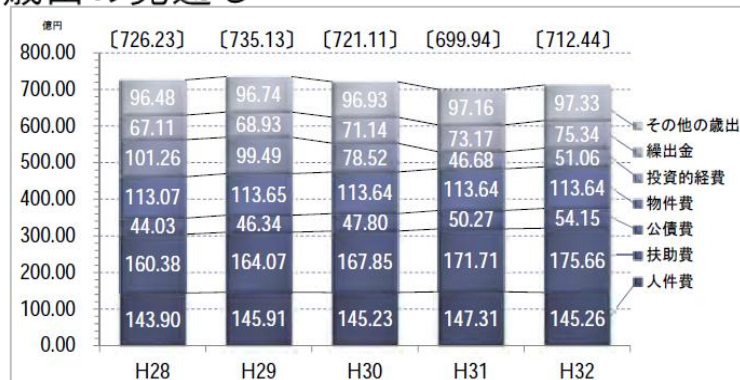
図4



少子高齢化の進展によって、歳入面においては市税収入が伸び悩み、歳出面においては、高齢者の単身世帯や高齢者のみの世帯の増加により、介護や医療などの社会保障費の支出が増加することが想定されます。（図4、図5参照）

## 歳出の見通し

図5



こうした厳しい社会経済状況においても、継続的、安定的に公共サービスを維持し続けるため、本市では、茅ヶ崎市市民活動推進条例に基づき、市民と行政が手を携えていく新しいまちづくりの仕組みとして、市民活動団体の持つ特性を公共サービスの提供に生かす協働推進事業に取り組んできました。

## 6 協働の実施形態

協働事業は、事業の目的や性格、期待する効果、協働する相手方の特性等によって、選択できる実施形態が変わるため、これらを検討し、委託、指定管理者、事業協力、実行委員会、共催等から適切なものを選択します。

### (1) 委託（協働委託）

市民活動団体・事業者等に対して、事業を委託する協働形態です。（単に経費削減のみを目的とした業務請負型の委託事業については協働となるわけではありません。）

協働の実施形態としての委託では、受託者となる市民活動団体・事業者等の提案・企画を仕様書に取り入れ、事業の実施過程において協議の場を設定するなど、相互の意思疎通を図るとともに当該団体の特性を十分に生かす形で実施します。

### (2) 指定管理者（市民活動団体や地域組織が指定管理者となっている場合）

地域集会施設や児童クラブなど、施設の設置目的を効果的に達成するために、地域住民が多く参加している市民活動団体や地域組織を指定管理者として施設の管理運営を委ねる協働形態です。（指定管理者制度を導入する全ての施設が協働となるわけではありません。）

協働の位置付けとして行う指定管理者の募集では、協働による施設運営が必要な理由を明確にするとともに、施設の設置目的を効果的に達成するための公募基準を設け、適切な団体を選定することとなります。

### (3) 事業協力

実行委員会や共催以外の形態で、市民活動団体・事業者等と市との間で、経費負担、役割分担、責任など、お互いの得意分野を出し合い協力していくものです。それぞれの特性を生かす役割分担を取り決めた協定書等により、一定期間、継続的な関係のもとで事業を協力して行う協働形態です。

#### ※アダプト・プログラム（里親制度）

道路、河川、公園などを、地域に密着した団体が「里親」のように管理するアダプト・プログラムも事業協力に含むものとします。アダプト・プログラムによる事業では、市は必要に応じて、物品の貸与、損害保険の負担、活動の広報等を行います。地域住民自らが取り組むことにより、地域のことは地域が行う、という自治意識が高まり、周囲の市民への波及効果も期待できます。

### (4) 実行委員会（実施主体となる組織を新たに形成）

市民活動団体・事業者等と市とで構成された実行委員会が主催者となって、事業を行う協働形態です。企画段階から十分に協議し、経費負担や役割分担を明確にし、それぞれの専門性を生かすことで、単独で主催するよりも内容の充実が図られます。

### (5) 共催（実施主体となる組織は複数）

市民活動団体・事業者等と市が主催者となって共同で一つの事業を行う協働形態です。共催することで、自由な発想や団体の持つネットワークを生かすことができ、単独で主催するよりも内容の充実が図られます。

### (6) 補助

市民活動団体・事業者等が主体的に行う公益性の高い事業に対し、その事業を支援、

育成するために、補助金を交付する協働形態です。

(7) 後援

市民活動団体・事業者等が主催する事業に対して、その趣旨に賛同し、開催を援助する形態です。人的・金銭的な支援は伴いませんが、後援により社会的信頼を得られることで、効果的な事業展開につなげることができます。

7 協働の現状

(1) 非営利団体等との連携及び協働による事業

市民活動団体や地域組織等と市との間で、団体等の運営方針・規模や、事業の内容等に応じて、従来から多種多様な形で「非営利団体等との連携及び協働による事業」として、「委託」「事業協力」「共催」などの実施形態により行われています。（平成25年度の事業実績件数は、376件です）



市民ふれあいまつり

(例)

- ・各種市民まつり・イベントの開催（委託）
- ・学校体育施設・スポーツ広場の管理（委託）
- ・地域集会施設等の管理（指定管理者）
- ・子育てポータルサイト事業、みんなの消費生活展（事業協力）
- ・茅ヶ崎市「市民討議会」の開催（委託（「協働委託」））
- ・湘南ビジネスコンテスト、国際理解講座、環境フェア、明るい選挙推進大会等の開催（共催）



みどりの里親ボランティア制度により管理された花壇（中央公園）

(2) 協働推進事業（事業企画提案型協働事業）

市民活動団体の特性を生かし、事業の企画段階から協働することで、効果的な事業展開が見込める事業で、協働の原則を尊重して実施します。（平成26年度実施は5事業）



生涯学習ポータルサイトの作成

ア 行政提案型協働推進事業

あらかじめ市がテーマを設定した上で事業企画案を募集します。（平成26年度実施は2事業）

- ・ちがさきエコネット（地球温暖化対策ポータルサイト）事業
- ・飼い主の居ない猫の不妊手術事業及び猫の適正管理普及啓発事業



## イ 市民提案型協働推進事業

テーマを設定せずに事業企画案を募集します。（平成26年度の実施は3事業）

- ・親子の絆づくりプログラム“赤ちゃんが来た！”（愛称：BP）
- ・音声ガイドサービスを活用した地域活性化事業
- ・茅ヶ崎漁港地域における海浜植生の保全と再生事業

## (3) 事業者との連携・協働による事業

民間事業者の持つ能力や技術を積極的に活用するため、市民ニーズに即した、よりよい公共サービスの提供につながる提案については、民間活力活用の観点からも、積極的に取り入れていく必要があります。

（例）

- ・職員採用パンフレット、市民便利帳等の作成
- ・会社見学会「大人のための社会見学」、講演会「企業人から学ぶ」の開催
- ・太陽光発電・電気自動車急速充電システムの開発
- ・災害時における救援物資・機材の提供、要介護者等の緊急の受入れ等

2016 職員採用パンフレット→



## 8 協働のルール（協働の原則）

市民活動推進条例第9条では、市民活動団体と市が協働して事業を行う場合の基本的なルールについて協働の原則として次のとおり規定しています。

### (1) 目的の共有

協働によって解決すべき課題を目的として互いに十分理解し合うことです。様々な社会的課題や多様な市民ニーズに対応した公共サービスを協働により提供していく上で、その目的を双方が共通認識し、協調・協力して取り組まなければなりません。

### (2) 対等性の確保・相互理解

市民活動団体の特性を生かすためには、市民活動団体と市は対等な立場で、各々の自由な意思に基づいて協働による事業を実施することが必要です。また、それぞれが互いの特性や立場を理解し尊重しなければなりません。市民活動団体と市は、判断方法や行動規範が異なる部分も多く、協働による事業を円滑に進めるには、互いの長所、短所を含めた相互理解が不可欠です。

### (3) 自主性・自立性の尊重

市は、先駆性、専門性など、市民活動の持つ特性が生かせるよう自主性を尊重します。また、市民活動団体の自立性を尊重し、適切な役割分担により協働事業を実施します。

### (4) 透明性・公開性の確保

市民活動団体と市の関係、協働の過程などを公開し、協働事業の透明性、公開性を確保します。協働して事業を行う時は、その内容が当事者間だけでなく広く市民に公開されていなければなりません。

事業者等を含め、地域社会において公益の実現を担っている多様な主体との協働事業にあたっては、この基本的ルールを尊重し、対等の立場での協働を推進します。

## 第2 協働事業の進め方

### 1 協働の対象とする事業

協働事業は、市民活動団体・事業者等が関わることにより従来の実施手法よりもサービスの量の拡充や質の向上が期待できる事業や、市民生活に直接的な関わりがあり、市民活動団体・事業者等の専門性や当事者性などの特性を生かすことで効果的に実施できる事業でなければなりません。

したがって、これ以外の事業や単に経費削減のみを目的とした事業については、協働型の委託ではなく業務請負型の委託等も含めて別に検討します。

### 2 協働事業のパートナーの選考

協働事業を実施するにあたって、事業の特殊性から事業を履行できる団体が1者しかない場合等を除き、選定理由等が合理的に判断できるプロポーザル方式等により相手方を選考するなど、公正性、透明性を確保していく必要があります。

このため、次のような視点をベースに選考を行います。

#### 協働事業のパートナーの選考

1. 市民活動推進条例第11条に基づく登録団体であるか。（市民活動団体の場合）
2. 事業の遂行が可能であるか。
3. 団体としての活動実績があるか。
4. 事業を実施できるだけの組織体制となっているか。
5. 事業の目的を共有し、協力体制がとれるか。
6. 団体のミッションが事業目的に合っているか。
7. その他、事業内容に応じた基準は満たしているか。

### 3 協働事業の実施にあたって

#### (1) 協働事業実施時の留意点

- ・事前に、役割分担等について十分な協議を行う。
- ・合意事項は、文書化する。
- ・事業実施中においても定期的に両者で協議する場を設け、適正な事業実施が確保できるよう努める。
- ・市民活動推進条例第9条の「協働の原則」を尊重する。

#### (2) 協働事業の合意形成

協働事業を効果的に実施するため、事業実施にあたっての役割分担等について、実施団体と市が対等な立場で十分に話し合い合意形成を図ります。協議の結果は、協定書、委託契約書等の文書として作成し、双方が合意の上で、事業を開始します。

事前の合意形成が必要と考えられる事項としては、次のようなものがあります。

事業目的の共有	役割分担	責任分担
経費負担	事業期間及びスケジュール	成果物の仕様と帰属
協議機会の確保	事業の途中での変更及び 対処方法	その他 (守秘義務、危機管理など)

### (3) 協働事業の成果

協働事業の成果は、原則として、実施団体と市で共有し、双方が公益的な目的のために利用できるものとし、実施団体と市の合意のもとで、協定書等の文書に明記します。なお、事業の性格、実施方法、その他の理由により、成果を共有できない場合についても協定書等の文書にその旨を明記する必要があります。

## 4 協働事業の評価

協働事業は、一定の基準にしたがい、実施団体と市の双方が同じ項目で評価し、そこで得られた評価結果を次の協働事業や事業の改善に反映させます。

協働事業の評価では、事業内容の評価に加えて、協働プロセスの評価（「協働の原則」を尊重した事業が行えたか。）を行うことで、評価結果を協働事業の推進に活用します。また、実施団体と市の協議により、事業内容によっては、市民（受益者）による評価を取り入れます。

### (1) 事業内容の評価

事業が適切に行われ、予想した成果を得ることができたかを評価します。

ア 事業内容（目的と事業内容は合致していたか。）

イ 事業スケジュール（当初の計画どおり実施できたか。）

ウ 費用対効果（予想した成果は得られたか。）

エ 市民満足度（市民ニーズを的確に捉えた事業が実施できたか。）

### (2) 協働プロセスの評価

「協働の原則」を尊重して、適切な協働関係の下で事業が実施できたかを評価します。

ア 目的の共有（目的を共通認識した上で、協調できたか。）

イ 役割分担（役割分担は適切に行われたか。）

ウ 相互理解（相手の立場を尊重し、対等な立場で十分な意思疎通が図れたか。）

エ 自主性、自立性（団体の自立性を損なわずに事業が行われたか。）

オ 透明性・公開性（事業企画の公募、実施団体の選定、事業結果に関する情報発信は適切に行われたか。）

カ 相乗効果（双方が単独で行う場合に比べ、高い効果が得られたか。）

### 第3 協働まちづくりを推進していくために（新しい提案型協働事業の実施）

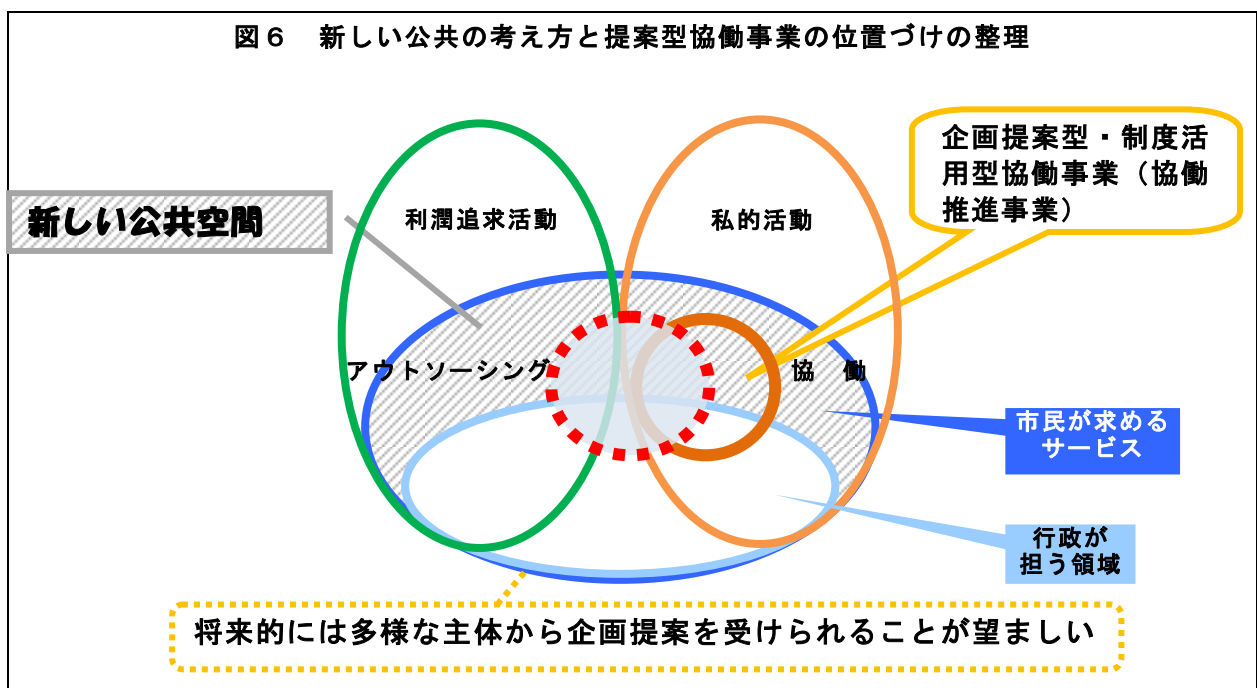
#### 1 目指すべき方向性

だれもが幸せに暮らせる地域社会を構築していくためには、だれもが主体者として可能な範囲で地域社会に参画していくことが重要であり、そのための取組手法の一つが「協働」です。

協働まちづくりを進めていくため、市は、地域社会において公益の実現を担っている多様な主体が成長・成熟していけるような環境を整備し、あわせて、サービスの受け手である市民に対しても協働の意識が浸透するような施策をさらに積極的に推進していく必要があります。

このため、市民サービスの提供における多元的な仕組み作りを推進するために、平成24年2月に策定した「公民連携推進のための基本的な考え方」に基づき、平成26年度より、提案型民間活用制度<sup>\*1</sup>の運用を開始し、新しい公共空間を担う事業を、民間ノウハウを積極的に採り入れながら実施するとともに、平成18年度から実施してきた協働推進事業を新たな制度へと進化させました。今後は、協働推進事業と提案型民間活用制度の領域の明確化を意識しながら、両制度のメリットを生かし、市民が求めるサービスに柔軟に対応していきます。

※市民活動団体・事業者及び行政の役割分担の見直しを通じて、行政が実施するよりも効率的かつ効果的な事業の実施が見込めるものについては、積極的に民間に委ねるといった「事業実施主体の最適化」を図り、「新しい公共の形成」を促進するための制度。この制度は、協働推進事業の領域（P13参照）以外の事業を対象とします。



## 2 新しい提案型協働事業

### (1) 協働推進事業の実績と課題

複雑化する地域課題や、多様な市民ニーズに対して、効果的、効率的に応えることのできる協働型まちづくりを推進するとともに、市民サービスの提供主体の多様化を図ることで、地域全体における市民サービス提供能力を高める「新しい公共の形成」を目指し、平成18年度から平成26年度までの間に延べ63事業を実施してきました。

年度	行政提案型		市民提案型		合計
	(新規)	(継続)	(新規)	(継続枠)	
19年度	4事業				4事業
20年度	5事業	2事業	5事業		12事業
21年度	3事業	4事業	3事業	5事業	15事業
22年度	3事業	1事業	1事業	7事業	12事業
23年度	2事業		0事業		2事業
24年度	2事業		2事業		4事業
25年度	3事業		5事業	1事業	9事業
26年度	2事業		3事業		5事業

この間、市民活動団体と行政が試行錯誤を繰り返しながら取り組んだ結果、本市における協働推進事業は、少しずつではありますが、着実に浸透してきました。

しかしながら、多くの事業を実施してきた過程で様々な課題も明らかになってきており、制度自体の改善に関するもののほか、職員や市民の皆さまに協働を身近な取組として理解してもらうといったことも喫緊の課題です。

これらの課題を踏まえ、これまでの取組を検証するとともに、本市が新しい公共の形成を進めていく中で、より効果的に機能する枠組みに改善していくことで、市民活動団体による市民サービスの提供をこれまで以上に地域に根付かせていくことを目的とした制度の見直しを行いました。

### 制度運営上の課題

- (ア) 人件費について、市民活動団体ごとの考え方にズレがある。
- (イ) 行政提案型協働推進事業の公募テーマ検討時期が実施計画や業務棚卸評価を生かすことができる時期と合わない。
- (ウ) アイデア提案コンテストに提案されたアイデアが、実際に活用されていない

(エ) 市として協働推進事業で実施すべきと判断し、テーマを掲げて事業公募する行政提案型協働推進事業と、市民活動団体・事業者等の自由な発想の提案である市民提案型協働推進事業が、合わせて1,000万円の予算枠を競争して獲得する制度となっている。

(オ) 協働推進事業終了後の事業の継続判断について、明確な基準がない。

## (2) 新たな協働推進事業

運営上の課題の解決を目指し、「協働推進事業の領域」「協働推進事業の位置付け」「市民サービスの継続性・安定性の向上」「協働推進事業の予算の考え方」を中心に、制度の改善を図り、平成27年度募集事業から新制度を運用しています。

### ア 協働推進事業の領域

協働推進事業の領域は、市が実施すべき事業で、かつ、民間のノウハウを生かすことができる事業の内、市民活動団体ならではの特性（当事者性、機敏性など）やコミュニティの形成といった、行政とは異なる価値観を生かせるものとします。

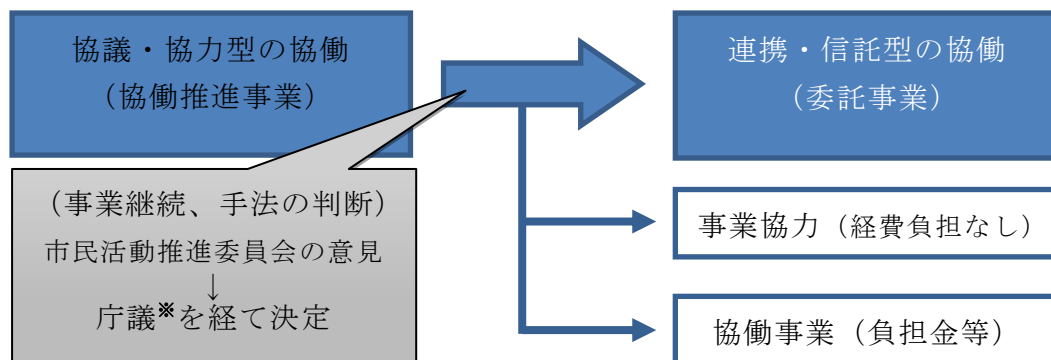
#### 協働推進事業の領域

- ① 行政だけでは対応できない市民ニーズに対して、市民活動団体が自ら持つ当事者性や専門性等の特性を活かして取り組める事業
- ② 地域性に配慮するとともに、地域の実情や市民ニーズに合わせて実施する事業（公園等の身近な公共スペースの管理等を行うアダプト・プログラムのものも含む）
- ③ 市民活動団体が担うことで、市民の参加促進が期待できるなど、市民活動団体の持つネットワークを活用できる事業
- ④ 市民活動団体・事業者等が持つ資源等を活用した社会貢献活動等

### イ 協働推進事業の位置付け

協働推進事業は、新しい公共の形成に向けて、多様な主体による市民サービスを定着させるためのステップとして活用することを明確にします。

その上で、協働推進事業終了後は、協働推進事業での取組及び実績を踏まえ、市民活動団体のノウハウを活かした事業として展開できる枠組み（基本的には、委託事業として事業を委ねていく）を確立します。



\*市政の運営方針、重要な施策等の審議や協議を行う、市長、副市長等が構成する庁内会議

### ウ 市民サービスの継続性・安定性の向上

協働推進事業終了後の展開については、これまで明確な判断基準がなく、実質的に担当課の裁量に委ねられており、市民活動団体による市民サービスの継続性・安定性の向上が課題とされてきました。新制度では、市民が必要とする事業についての継続性を担保する（サービスの空白期間を生じさせない）ことや、事業の継続について公正、公平な判断を行うことができる枠組みを導入しました。

そのため、協働推進事業を原則2年間の複数年事業とし、その後の継続判断については、1年目の実施報告、市民活動推進委員会による評価を行った上で、庁議を経て決定するものとします。

### エ 協働推進事業の予算の考え方

平成26年度募集までの制度は、行政提案型・市民提案型と合わせて1,000万円の予算枠を設定していました。

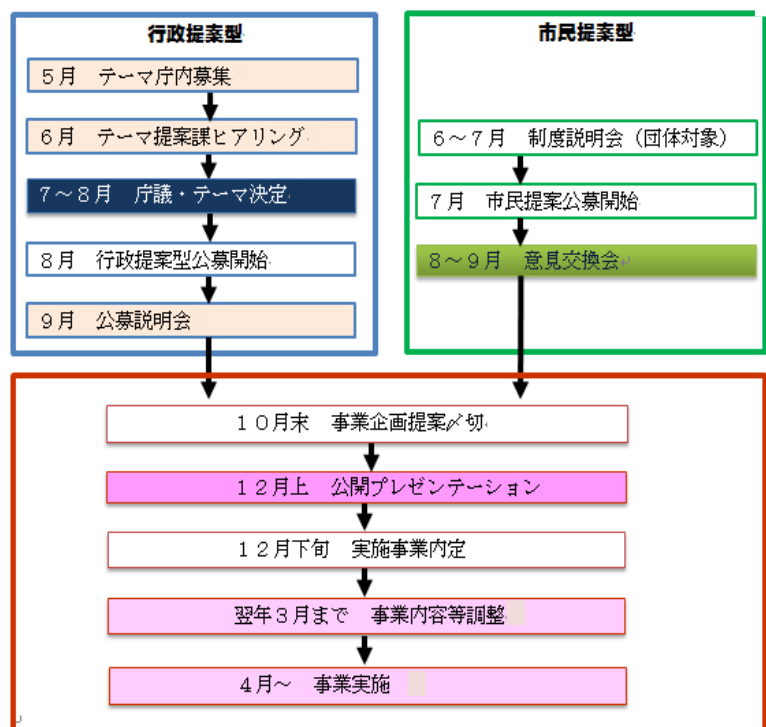
しかしながら、行政提案型は、市として協働推進事業で実施すべきと判断した事業であり、新しい公共の形成に向けて、多様な主体による市民サービスを拡充していくといった点からも、市民提案型も含めた全体予算枠で考えるべきではないことから、市民提案型とは分離して、事業ごとに、予算上限額を設定することとします。

市民提案型の予算は、単年度総額1,000万円（予定）とし、予算の枠は外さず、競争的要素を残し、企画提案の質を高めることとします。

### (3) 提案型協働事業募集から実施までの流れ

行政提案型協働推進事業及び市民提案型協働推進事業の事業提案募集から事業実施までの流れは図のとおりです。

行政提案型のテーマについては、各課が業務棚卸評価や個別計画における審議会等の意見を考慮しつつ検討し、附属機関である市民活動推進委員会の意見を聴いた上で、庁議を経て決定します。





#### (4) 推進体制

市民活動団体・事業者等の特性を生かした協働事業を全庁的に推進するため、市民自治推進課と事業担当課が連携・協力して、協働事業に取り組みます。

##### ア 市民自治推進課

協働事業を推進するための総合窓口として、協働事業全般に関する情報の取りまとめや研修・意識啓発を行うとともに、「協働推進事業」の実施に関して、市民活動団体・事業者等と事業担当課の調整を行います。

##### (ア) 協働に関する仕組みの構築

(イ) 多様な広報媒体を通じた市民等への周知・啓発

(ウ) 職員の意識啓発や協働体験の蓄積

##### イ 市民活動推進委員会

公募市民、団体・事業者の代表者、学識経験者で構成される市長の附属機関で、市民活動の推進に関する制度の改善、財政的支援に関する事項その他の重要事項につき調査審議し、建議します。

##### ウ 市民参加協働調整会議

各部局の庶務担当課の職員で構成され、組織横断的に協働事業の検討や課題の整理等を行い、協働事業の充実と円滑な実施を図ります。

##### エ 事業担当課

(ア) 新たな市民ニーズの把握

(イ) 事業手法の見直し（協働の可能性の検討）

(ウ) 関係する市民活動団体・事業者等の情報収集

協働のガイドライン（改訂版）

平成27（2015）年3月発行

第1刷 100部作成

発行 茅ヶ崎市

編集 総務部市民自治推進課

〒253-8686

神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

電話 0467-82-1111

FAX 0467-82-1164

ホームページ <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

携帯サイト <http://mobile.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

携帯サイト  
QRコード

